

業務委託仕様書

(運転・維持管理業務委託)

- 1 業務名 有害鳥獣焼却施設管理業務委託
- 2 業務場所 南相馬市原町区小沢字小沢 地内
- 3 業務の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 4 管理施設の概要（別添施設案内図参照）
 - (1) 焼却施設棟 延床面積392.69㎡
焼却能力：1時間当たり最大焼却量120kg
有害鳥獣の年間焼却予定数量：4,000頭
主要設備：焼却炉2炉、バグフィルター、保管冷凍庫、中央監視装置
 - (2) その他付帯設備
- 5 引継ぎの実施
 - (1) 当該施設は施設の継続性、及び施設の特殊性から、管理運営の前受託業者及び、有害鳥獣焼却施設建設工事の施工業者より施設運転等に係る指導及び引継ぎを受けること。
 - ① 施工業者 宮本・仙建 特定建設工事共同企業体
 - ② 前受託業者 株式会社東武
 - (2) 引継ぎにおける費用は受託者が負担するものとする。
 - (3) 委託期間が満了際には次の委託業者に十分な運転・維持管理について指導を実施し、引き継ぎを行うものとする。
- 6 業務の内容
 - (1) 捕獲した有害鳥獣の保管及び処分等に関する業務
 - ア 施設へ持ち込まれる有害鳥獣の保管に関する業務
 - ①南相馬市内で持ち込まれた有害鳥獣のそれぞれの個体を重量測定した後、本施設内に受け入れ保管すること。
 - ②受け入れの際は、市が交付する有害鳥獣搬入の許可書を得ているもの、道路管理者及び道路管理者より搬入の委託を受けているもの、その他特に市長が認めたものであることを確認すること。また、南相馬市内で捕獲等されたものであることを確認することと同時に、有害鳥獣がビニール袋に入れてあることを確認すること。
 - ③受け入れた場合には、有害鳥獣受入証書を作成し、搬入者に控えを渡すこと。
 - イ 有害鳥獣の焼却処分等に関する業務
 - ①施設に持ち込まれた有害鳥獣を、適正に焼却処分すること。
 - ②鳥獣別に持ち込み頭数を期日別に整理、把握すること。
 - ③毎回の焼却重量を測定し、整理、把握すること。
 - ④焼却にかかる燃料について、受託者は市の指定業者に使用量に応じて発注すること。
 - ウ 焼却灰等の保管に関する業務
 - ①焼却処理により生じる焼却灰等を、適正に保管すること。
 - ②毎回の焼却灰等重量を測定し、整理、把握すること。
 - ③焼却灰の放射線量に応じ、焼却灰等をフレコンパックに入れ替えすること。

- ④焼却灰の保管等に携わる際は、防塵マスク、タイベックススーツ等を着用し作業員の安全対策を施すこと。また、放射線量計を使用して被ばく量を管理すること。
- エ 場内の空間放射線量を定期的に測定し、整理、把握すること。
- オ 上記内容を報告書にまとめ、市に報告すること。
- (2) 施設の維持管理
 - ア 日常清掃、定期清掃等を適切に行い衛生管理に十分配慮し、常に快適に使用できる状態の保持に努めること。
 - イ 施設内の建物、設備機器、工作物、備品等の日常点検、定期点検等の保守点検業務を実施し、破損箇所又は破損が予測される箇所を発見したときは、直ちに市に報告し、その指示に従うものとする。

なお、簡易な補修（1件当たり10万円未満）は受託者が行うものとする。
 - エ 施設の電気工作物保安管理業務委託、浄化槽管理業務委託、機械警備業務委託、焼却灰の処理委託、その他測定等委託については市が別に発注し行う。
 - オ 焼却に係る燃料費、電気料については市が支払う。
 - カ 受け入れに際し使用する、有害鳥獣受入証書、予備の袋詰め用のビニール袋は市が準備する。
 - キ その他事務用品については、受託者が準備する。

7 業務に必要な人員

- (1) 焼却施設運転管理
 - ・運転員 適正な運転・維持管理作業を行う。
 - ・作業員 運転員等の指示により施設の適正な運転・維持管理作業を行う。

8 施設の開場時間等

- (1) 施設開場日は下記(2)で定める休業日を除いた日とする。

ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。
- (2) 施設の休業日は下記のとおりとする。
 - ア 有害鳥獣の受け入れ保管に係る業務
 - ① 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - イ 焼却処分等業務に係る休業
 - ① 日曜日及び土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、11月から2月までの狩猟期に伴う繁忙期等については、保管冷凍庫の状況により市と協議の上③以外は焼却を行うこととする。
- (3) 施設の開場時間は午前8時30分から午後5時15分とする。

9 契約及び支払

- (1) 南相馬市財務規則による。
- (2) 業務委託料の支払は毎月の業務完了後に毎月払いとする。
- (3) 業務委託料は、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。

10 その他

- (1) 1か月の業務完了後、焼却実績等をまとめた報告書を提出すること。なお、報告書の一部は市が指定した様式にまとめて、市が貸し出すUSBメモリにデータとして提出す

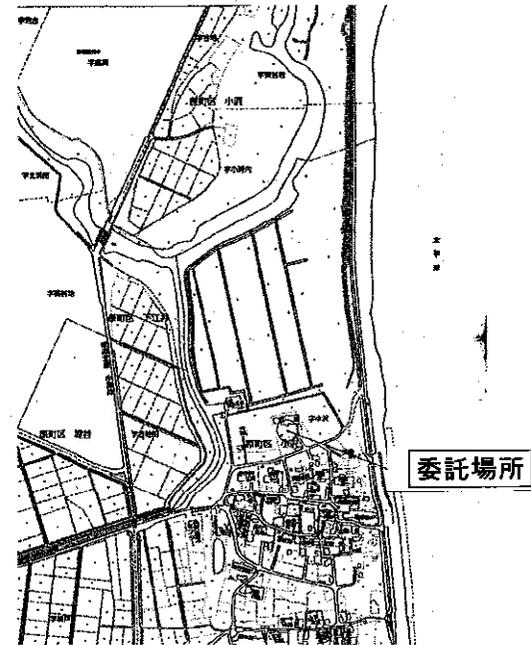
ること。

- (2) 本業務の遂行にあたり本仕様書に定めること以外に必要な事項が生じたときは、双方協議のうえ決定する。
- (3) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- (4) 入札書に記載する金額は、月額（消費税抜き）とすること。

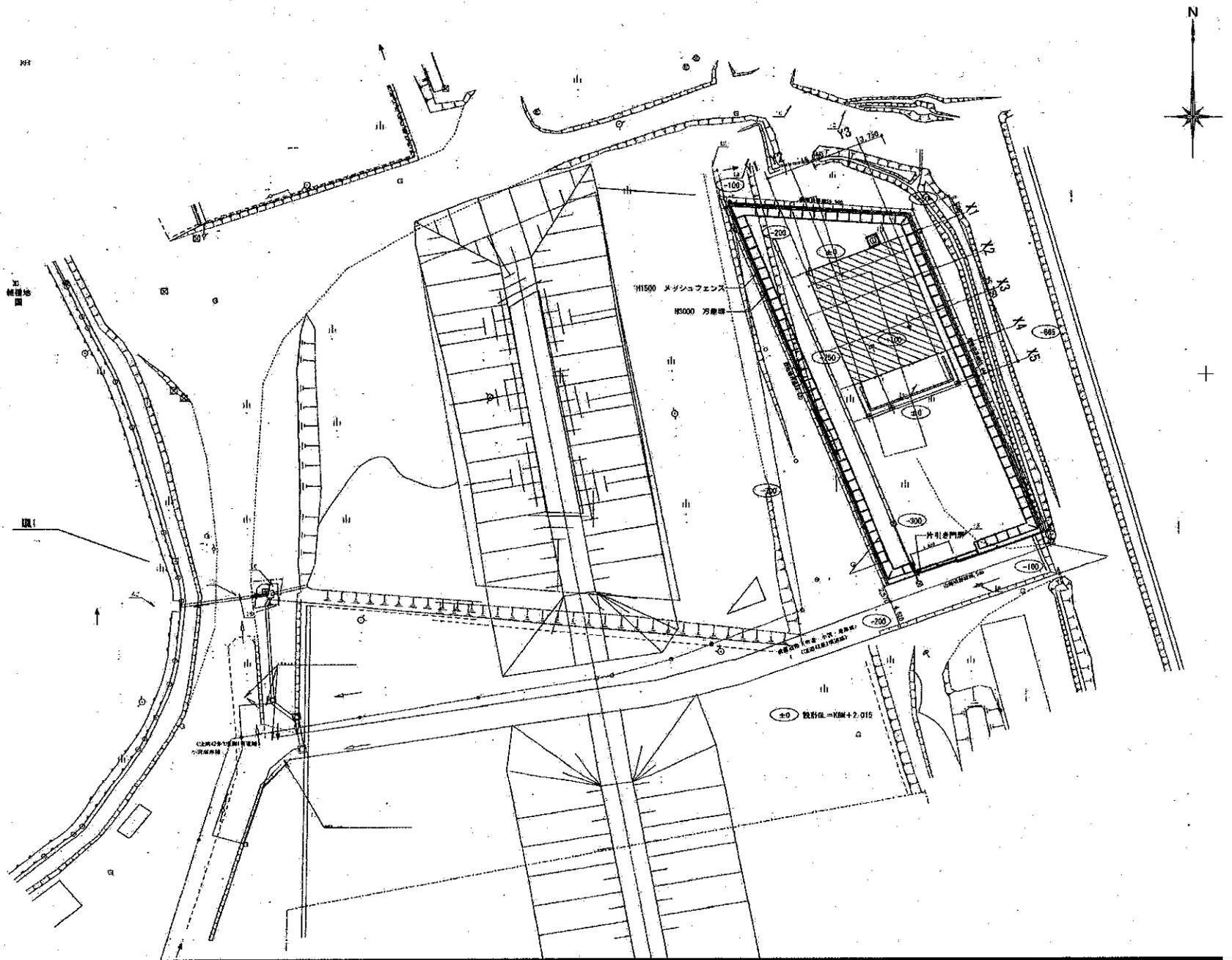
建物概要			
建築場所	福島県南相馬市原町区小沢字小沢地内	敷地面積	1,711.11 m ² 517.61 坪
都市計画区域	都市計画区域内・区域区分非設定	建築面積	392.69 m ² 118.79 坪
用途地域	指定なし	延床面積	445.97 m ² 134.91 坪
防火地域	指定なし・法22条地域	建ぺい率	22.95 % < 60.0 %
主要用途	ごみ焼却場 (08820)	容積率	26.06 % < 200.0 %
構造	鉄骨造	容積率対象床面積	445.97 m ²
		建物の高さ	計画部分 7.870m



案内図 -1



案内図 -2



株式会社 宮本工業所

PREPARED	APPR.	CHKD.	ENR.	JOB NAME

DATE	DATE	DATE
		18.05

南相馬市有害廃棄物処理施設整備事業建設工事

TITLE	配置図
SCALE	A1: 1/300 A3: 1/600

